

六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助 金交付要綱

(趣旨)

第1条 六ヶ所村は、家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減を図るため、村内に住所を有する者が行う住宅用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する事業に要する経費について、予算の範囲内において、六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、六ヶ所村補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 国交付要綱 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。
- (2) 国実施要領 国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。
- (3) 太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。
- (4) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。
- (5) 住宅 自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう。ただし、借家等は除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内の住宅に太陽光発電設備又は蓄電池を設置（PPA及びリースによるものを除く。）する者
- (2) 村内に住所を有し、かつ自らが居住する住宅に住宅用太陽光発電設備又は住宅用蓄電池を設置する者
- (3) 村税（村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がない者

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、翌年1月29日までに完了（工事の完了及び工事費の支払の完了）するものに限る。
（交付の申請等）

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに村長に提出するものとする。

- （1） 六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書・別紙（事業計画）（様式第1号別紙）
（2） 設備容量等が分かる書類（カタログ・仕様書等）
（3） 設置費用の根拠となる書類（見積書）
（4） 発電量及び自家消費量に係る根拠書類
（5） その他、村長が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、原則、交付決定前に事業着手（契約又は工事の着手をいう。）してはならない。
- 3 補助金の交付決定前において、早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金事前着手届（様式第2号）を村長に提出しなければならない。ただし、毎年4月1日以降の事業着手に限るものとする。
- 4 第1項に規定する申請書類の提出は、電子申請又は郵送によるものとする。
- 5 第1項の申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。
- 6 補助対象者は、暴力団排除等に関する誓約及び同意事項について補助金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。
（交付決定等）

第6条 村長は、補助金等の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者（第13条第1項の規定により委任を受けた者を含む。以下「申請者」という。）に六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）にて通知するものとする。
（交付の条件）

第7条 次の各号に掲げる事項は、交付決定がなされた場合において規則第5条第1項の規定により付された条件とする。

- （1） 補助事業の内容を変更しようとする場合は、六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業変更承認申請書（様式第

4号)に、当該変更等の内容を証する書類を添えて村長に提出し承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

ア 連絡先の変更

イ アに掲げるもののほか、村長が軽微な変更と認める事項

- (2) 申請者は、前号ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、軽微な変更届(様式第5号)により遅滞なく、その旨を村長に届け出ること。
- (3) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を村長に提出して承認を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付の翌年度から5年間(第14条第1項に規定する財産がある場合には、同条第2項に規定する期間)保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳(様式第7号)その他関係書類を第14条第2項に規定する期間整備保管すること。

(申請の取下げの期日)

第8条 補助金の交付の申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は翌年1月29日のいずれか早い期日までに、六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施工前後の写真
- (2) 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類
- (3) 工事費用の支払を確認できる書類
- (4) 口座情報が確認できる書類(通帳の写し等)
- (5) 財産管理台帳(様式第7号)

(補助金の額の確定)

第10条 村長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等

により、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金確定通知書(様式第9号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

- 2 前項の補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金請求書(様式第10号)を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第12条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 国交付要綱、国実施要領及びこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 村長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、規則第16条の規定により返還を請求するものとする。
- 3 前項の補助金の納付期限は、その請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、規則第17条及び第18条の規定により、延滞金又は加算金を徴するものとする。

(代理申請者)

第13条 補助対象者は、第5条の規定による申請並びに第9条による実績報告書の提出について、補助対象設備を販売・施工する者(以下「代理申請者」という。)に対してこれらの手続の代行を委任することができる。

- 2 補助対象者は、代理申請者に手続の代行を委任する場合は、六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金委任状(様式第11号)を村長に提出しなければならない。
- 3 代理申請者は、第1項の規定により委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて知り得た補助対象者及び補助事業者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めに従って取り扱うものとする。
- 4 村長は、代理申請者が偽りその他不正の手段により第1項の手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないこととする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、村長の承認を受けなければならない。

2 前項の財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数とする。

3 補助事業者は、村長の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を村長に提出しなければならない。

4 村長の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を村に返還させることがある。

（利用状況の報告）

第15条 補助事業者は、太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率及び売電量をいう。）について、12か月分を六ヶ所村住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金太陽光発電自家消費率報告書（様式第13号）により村長へ提出しなければならない。

（その他事項）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月29日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
自家消費型太陽光発電設備	自家消費型太陽光発電設備の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）の表中の「交付要件」を満たす	補助対象経費の実支出額又は25万円のいずれか低い額以内の額。ただし、5万円／kW（工事費込み・税抜き）に応じた額を上限とする。

	こと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 村内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 5 住宅の屋根に設置されるものであること。	
蓄電池	自家消費型太陽光発電設備の付帯設備であって、住宅に設置される蓄電池（20 kWh 未満）の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア（イ）の表中の「交付要件」を満たすこと。 2 村内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	補助対象経費の実支出額の3分の1に相当する額又は35万円のいずれか低い額以内の額。ただし、蓄電池（容量）の価格が14.1万円／kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は、蓄電容量に14.1万円／kWhを乗じた額の3分の1を上限とする。

- 1 補助対象設備は、商用化され導入実績があるものであること。また、中古設備は、補助金の交付の対象外とする。
- 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。